

## 指定介護予防支援事業所東根市地域包括支援センターしろみず 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人東根福祉会が、東根市より受託運営する東根市地域包括支援センターしろみずが、指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要支援の状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援（以下、「予防支援」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り自宅において自立した生活を営むことができるよう利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の心身の状況やその環境に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス又は福祉サービスの利用ができるよう、介護予防サービス計画(介護予防プラン)を作成する。

2 事業所は、関係市町村、保健所、医療機関、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、居宅介護予防サービス事業者、その他関係団体等と密接な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定介護予防支援事業所東根市地域包括支援センターしろみず
- (2) 所在地 山形県東根市大字郡山672番地（小田島ふれあい交流館内）

### (職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所の当該事業に従事する職員の職種、人員及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、当該事業に従事する職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員  
担当職員は、次のとおりとし、管理者の命を受け、予防支援の業務に従事する。  
介護支援専門員 1名以上

### (営業日時)

第5条 営業日時は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30時から午後5時30分までとする。

(予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業所は、予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、その他利用申込者の選択に必要な重要事項を記載した文章により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

2 予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

利用者の自宅、事業所の相談室その他適当な場所

(2) 提供方法及び内容

予防支援の提供方法等については、指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下、「指定介護予防支援の事業所に係る基準」という。）第29条から第31条までの規定に基づき、次の通り実施するものとする。

ア 利用者申込の受付及び契約締結

予め、日程調整の連絡をして利用者を訪問し、介護予防給付等の説明と契約締結を行う。

イ アセスメントの実施

利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、アセスメントを実施する。

ウ 介護予防サービス計画の原案作成

アセスメントの結果に基づき、介護予防サービス及びその他必要な保険医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう必要な支援について利用者と調整し、合意を得て介護予防サービス計画の原案作成を行う。

エ サービス担当者会議の開催

効率的かつ効果的な介護予防サービス計画作成に資するため、サービス担当者会議の開催により指定介護予防サービス事業所の担当者に対し利用者の状況等に関する情報や専門的な意見を聴取する。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

オ 支援サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及び家族並びに指定介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行い、当該計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう計画の実施状況を把握するとともに、容態の悪化等が認められる場合は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請等に必要な援助を行う。

カ 支援サービス計画の変更

利用者が支援サービス計画の変更を希望した場合、又は東根市地域包括支援センターしるみずが容態の改善が見込めない等の理由から当該計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき計画の変更を行う。

(3) 担当職員による利用者の居宅訪問頻度等

- ア サービス提供開始月は、訪問する。
- イ サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回とする。  
ただし、訪問月以外の月も電話等で利用者の状況を確認するものとする。
- ウ サービス評価期間が終了する月は、訪問する。
- エ その他利用者の状況に著しい変化があったときは、訪問する。

(4) モニタリングの結果記録

少なくとも1月に1回実施するものとする。

- 3 予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

東根市	大富	小田島	長瀬	東郷	高崎
-----	----	-----	----	----	----

また、住所地特例等により他市町村に住んでいる者については、予防支援の事業を提供する。ただし現に東根市内に住んでいるが保険者が他市町村である者については、当該保険者又は当該保険者所管の地域包括支援センターと連携するものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 事業所は、利用者に対する予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに東根市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、職員等の質的向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報は全て漏らしてはならない。

- 3 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報全てを保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの情報全てを保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 事業所は、予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に当該業務の実施ができるよう委託する業務の範囲や業務量について当該支援事業者と十分な調整を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東根市、社会福祉法人東根福祉会及び東根市地域包括支援センターしろみずのセンター長及び当該事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。